

漁港の有効活用について

まきのとしのり
牧野 稔智*

全国には2,800を超える漁港が存在するが、防波堤で囲まれた静穏な水域や水産物の流通・加工などのために造成された用地がある。これらの漁港の水域や用地を民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図るため、利用規制の規制緩和に取り組んできた。このことについて、取組事例や規制緩和の内容について紹介する。

1. はじめに

全国には、2,800を超える漁港が存在するが、地域漁業の情勢が変化する中、漁港の機能が重複・分散した状態で利用が続くと維持管理・更新費の増大が懸念されることから、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の再編・集約化が進められている。

このような中、漁港機能の再編・集約化とあわせ、特に機能集約された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっている。

このため、平成31年4月、漁港漁場整備法施行規則のほか関係する水産庁長官通知を改正し漁港施設の利用規制を緩和したところであるが、これらに到った経緯及び今後の取組について紹介する。

2. 従来の漁港施設の利用規制

漁港とは、天然又は人口の漁業根拠地となっている水域及び陸域並びに施設の総合体とされており、この漁港にある防波堤、岸壁、道路、増殖及び養殖用施設とその敷地などを漁港施設と定義されている（漁港漁場整備法第3条）。

これら漁港施設は、行政財産であるとともに、国の補助金によって整備されているため、3つの規制がかけられているが、規制緩和以前は以下のとおり

である。

1) 漁港の水域・公共空地にかかる規制

水域や公共空地は、国民共有のものであり自由使用であるため、これを長期的かつ排他的に利用する場合は、漁港管理者の許可が必要である。

占用の許可期間は、原則1年以内とされ、漁港保全上支障とならないよう定期的にチェックされる。

2) 行政財産にかかる規制

行政財産とは、国、地方公共団体が公用又は公共用に供する財産のことをいう。

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ（地方自治法第238条の4第7項）、漁港施設及びその用地を占有しようとする場合は、漁港管理者の許可を得ることになる。占用の許可期間は原則3年以内とされている。

また、行政財産は、原則、貸付けが禁止されているが、漁港施設の機能の高度化を図る場合は一定条件の漁港及び対象施設に限り民間事業者に貸し付けることができる（漁港漁場整備法第37条の2）。この一定条件の漁港が、取扱水産物の数量が千トン以上の漁港、対象となる漁港施設は、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設等とその用地である（同法施行規則第11条の2、第11条の3）。

3) 補助対象財産にかかる規制

国の補助金を交付した財産は、国の承認なしでは

*水産庁 漁港漁場整備部 計画課 課長補佐

03-3502-8111 (代)

補助金の交付目的に反して使用や貸付けをしてはいけない（補助金適正化法第22条）。

ただし、長期利用財産（補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産）となった漁港施設を、地域活性化等を図るために利用する場合は、補助金返還の緩和措置の対象となるが、漁港施設用地は補助金返還の緩和措置の適用外とされていた。

3. 漁港の有効活用の取組事例

平成31年4月の漁港施設の利用規制の規制緩和が行われる前にも、様々な有効活用が図られており、それらを紹介する。

1) 漁港内の静穏水域をナマコの増養殖場として活用（北海道乙部漁港）

乙部漁港（元和地区）は、以前はホタテ漁等の中型漁船の利用が主であったが、現在は船外機船が主であるため、ホタテの陸揚げを乙部漁港（乙部地区）に集約した。これに伴い、元和地区は、水深が浅くても航行可能な船外機船が利用しつつ、地元漁協が水面の占用許可を受けてナマコの増養殖場として有効活用している（図-1）。

2) 補助用地に陸上養殖施設を設置（鳥取県泊漁港）

山陰沿岸は、厳しい冬季風浪の影響等により、海面を利用した養殖事業の実施が困難である。

このため、鳥取県は、泊漁港の用地の占用許可を条件に漁港施設用地の一部を陸上養殖施設用地として活用するとともに、養殖に適した海水井戸を整備する養殖事業者を公募した。

その結果、民間企業が参入し、ひらめ、あわびの養殖事業が展開されるとともに、水産物の地域ブランド化や周辺の温泉地との連携による観光客増など、漁村のにぎわい創出に貢献している（図-2）。

3) 水域を蓄養・養殖に活用するとともに漁港用地に飲食店等を設置（石川県富来漁港）

富来漁港においては、漁港内の静穏水域を利用して、定置網で漁獲したサバ等を蓄養し、漁獲量や市

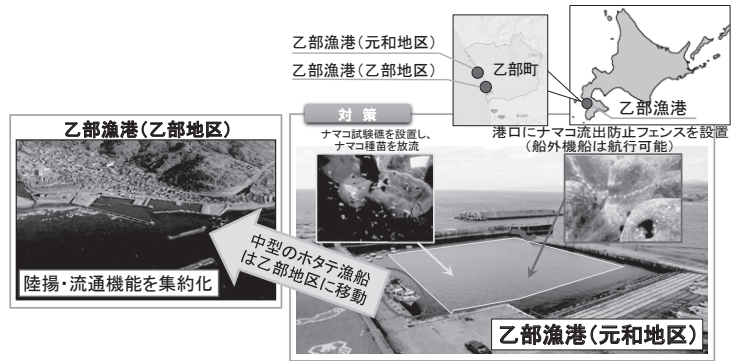


図-1 北海道 乙部漁港



図-2 鳥取県 泊漁港

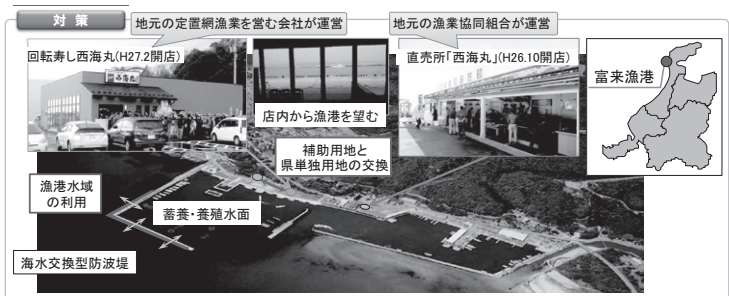


図-3 石川県 富来漁港

況を確認しながら出荷を調整してきたところである。

さらに、平成26年から、漁港の利用に支障のない水域においてトラウトサーモンの養殖を開始した。

補助用地を地方単独用地と交換することにより、補助用地でなくなった場所に、飲食店（回転寿し）と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供している。

この結果、平成28年度には、漁港来訪者の大幅に増加し来訪者7万5千人とともに、飲食店（回転寿し）、直売所とも1億円以上の売り上げとなっている（図-3）。

4. 漁港施設の利用規制の緩和の内容

上記の事例のような漁港の有効活用が行われてきたが、占用許可の期間が短い、行政財産の貸付の対象となる漁港や施設を拡大してほしい、直売所等地域活性化を図るための施設用地が必要であるため、用地も補助金返還の緩和措置して欲しいとの声があり、平成30年度に検討した結果、平成31年4月に以下の緩和措置を行った（図-4）。

- ①漁港における水域や施設の占用許可の期間を原則1年から原則10年以内に延長する。
- ②貸付けの対象となる特定漁港施設について、現行の「漁獲の処理、保蔵及び加工施設とその用地」に新たに、陸養殖施設及びプレジャーボート保管施設とその用地」を追加。また、貸付け対象となる漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げる。
- ③地域活性化等を図るために長期利用財産として漁港施設を利用する場合、漁港施設用地も補助金返還の緩和措置の対象とする。

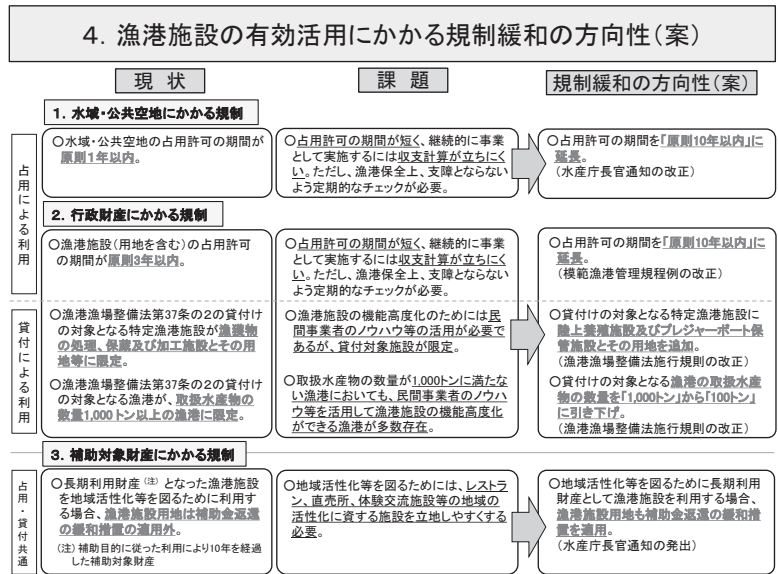


図-4 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和



図-5 静岡県 仁科漁港

5. 規制緩和後の漁港施設用地の有効活用

仁科漁港においては、平成24年に漁協の水産物直売所内に「沖あがり食堂」を設置した。スルメイカの刺身と漬けを乗せた「イカ様井」が第5回 Fish-1グランプリを受賞するなど、その評判は全国規模になっている。

西伊豆町は、漁具保管施設用地として造成された用地を補助金返還の緩和措置の対象とし、その用地に農山漁村振興交付金を活用して「西伊豆町産地直売所(仮称)」を整備するとともに(令和2年2月竣工予定)、あわせて、漁協直売所の食堂を拡張予定である(図-5)。

6. おわりに～有効活用を促進するための施設整備～

漁港施設の有効活用を図る場合、新たな用途に適合するように、施設の改良が必要となる場合がある。例えば、①泊地を養殖場として活用する場合は、水産物の生息環境にあわせ海水交換が必要となる場合、防波堤を改良し潮通しを設ける(海水交換施設)。また、泊地が浅く生け簀を設置できない場合は、泊地を浚渫する。②用地を有効活用して陸上養殖施設を設置しようとする場合には、陸上養殖用の用水や排水処理の施設を併せて整備する。

これらの整備は、水産基盤整備事業又は漁港機能増進事業で支援している。